

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みに関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」において、「令和8年度末までに手形・小切手の全面的な電子化」が掲げられました。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、下記のとおりのお取り扱いを実施いたします。

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組

取組み事項	留意事項	実施日
当座預金の新規口座開設の終了	既存口座は引き続きご利用いただけます。	(実施済) 令和6年4月1日
令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付終了	令和8年9月30日以前に振出されかつ令和9年3月31日までを期日とする手形は取立可能です。	(実施済) 令和7年10月1日
払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始	払戻請求書は店頭にご用意しております。	(実施済) 令和7年10月1日
手形・小切手帳の発行終了	発行終了日時点でお持ちの手形・小切手は、引き続きご利用いただけます。	(発行終了予定日) 令和8年3月31日
手形・小切手の最終振出期限の設定	最終振出日を超えて振出された手形・小切手は決済できません。	(最終振出期限予定日) 令和8年9月30日
他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止	他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付を停止します。なお、当金庫を支払地とする手形・小切手は除きます。	(入金終了予定日) 令和8年9月30日
手形割引の取扱終了(紙ベース)	令和8年9月30日以前に振出されかつ令和9年3月31日までを期日とする手形は割引可能です。	(取扱終了予定日) 令和9年3月31日

※ 手形・小切手に代わる決済方法として、「法人インターネットバンキング」や「でんさいサービス」への移行をご案内しております。是非ご利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。